を加算するものとする。以下この表の市町村の項において同じ。）を合計した数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から、次の算式によつて算定した数を控除した数

算式

$a_1 \times a_2 + a_3 \times a_4 + a_5 \times a_6$

ただし、 $a_1 \times a_2$ 、 $a_3 \times a_4$ 及び $a_5 \times a_6$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a_1　平成 24 年から平成 28 年までの各年の 4 月 1 日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の病院部門職員数の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_2　当該団体が経営する病院事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成 24 年度から平成 27 年度までの各年度における料金収入（「入院収益」及び「外来収益」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（「医業費用」及び「医業外費用」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とする。）。この場合において、平成 5 年 4 月 2 日から平成 28 年 4 月 1 日までの間に合併を行つた市町村における合併前の料金収入又は費用については、当該新市町村に係る合併関係市町村の料金収入又は費用の合計数とし、平成 5 年 4 月 2 日から平成 28 年 4 月 1 日までの間に加入する一部事務組合等が解散、構成市町村が一部事務組合等を脱退若しくは一部事務組合等が共同処理する事務を変更（構成市町村の合併に起因するものに限る。）した場合又は広域行政の観点から他の地方団体が設置した一部事務組合等の事務を受託若しくは承継した場合において、当該一部事務組合等の職員の一部又は全部を引き続き雇用している場合は、総務大臣が通知した料金収入又は費用（2 以上の市町村において当該一部事務組合等の事業を承継している場合にあつては、関係する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認し

を加算するものとする。以下この表の市町村の項において同じ。）を合計した数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から、次の算式によつて算定した数を控除した数

算式

$a_1 \times a_2 + a_3 \times a_4 + a_5 \times a_6$

ただし、 $a_1 \times a_2$ 、 $a_3 \times a_4$ 及び $a_5 \times a_6$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a_1　平成 23 年から平成 27 年までの各年の 4 月 1 日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の病院部門職員数（ただし、陸前高田市、上閉伊郡大槌町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村における平成 23 年 4 月 1 日現在における職員数については、平成 22 年 4 月 1 日現在における職員数とする。以下この表の市町村の項において同じ。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_2　当該団体が経営する病院事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成 23 年度から平成 26 年度の各年度における料金収入（「入院収益」及び「外来収益」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（「医業費用」及び「医業外費用」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とする。）。この場合において、平成 5 年 4 月 2 日から平成 27 年 4 月 1 日までの間に合併を行つた市町村における合併前の料金収入又は費用については、当該新市町村に係る合併関係市町村の料金収入又は費用の合計数とし、平成 5 年 4 月 2 日から平成 27 年 4 月 1 日までの間に加入する一部事務組合等が解散、構成市町村が一部事務組合等を脱退若しくは一部事務組合等が共同処理する事務を変更（構成市町村の合併に起因するものに限る。）した場合又は広域行政の観点から他の地方団体が設置した一部事務組合等の事務を受託若しくは承継した場合において、当該一部事務組合等の職員の一部又は全部を引き続き雇用している場合は、総務大臣が通知した料金収入又は費用（2 以上の市町村において当該一部事務組合等の事業を承継している場合にあつては、関係する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率を